

# 大 学 院 一 般 内 規

同 志 社 大 学

(2026年4月1日改正)

## 大 学 院 一 般 内 規 (博士課程・修士課程・専門職学位課程共用)

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1955年 4月 1日 改正 | 1999年 4月 1日 改正 |
| 1960年 4月 1日 // | 2000年 4月 1日 // |
| 1963年 4月 1日 // | 2003年 4月 1日 // |
| 1967年 4月 1日 // | 2004年 4月 1日 // |
| 1973年 4月 1日 // | 2005年 4月 1日 // |
| 1975年 4月 1日 // | 2008年 4月 1日 // |
| 1976年 4月 1日 // | 2009年 4月 1日 // |
| 1977年 4月 1日 // | 2010年 4月 1日 // |
| 1978年 4月 1日 // | 2012年 4月 1日 // |
| 1983年 4月 1日 // | 2013年 4月 1日 // |
| 1983年11月11日 // | 2014年 4月 1日 // |
| 1988年 4月 1日 // | 2015年 4月 1日 // |
| 1989年 4月 1日 // | 2016年 4月 1日 // |
| 1990年 4月 1日 // | 2019年 1月31日 // |
| 1994年 4月 1日 // | 2019年 4月 1日 // |
| 1995年 4月 1日 // | 2020年 4月 1日 // |
| 1996年 4月 1日 // | 2024年 4月 1日 // |
| 1997年 4月 1日 // | 2026年 4月 1日 // |
| 1998年 4月 1日 // |                |

### 学 年 暦

別に定める「学年暦」は、年間の行事を示し、特別の通知・掲示がない限りこのとおり行われる。行事の詳細については、その都度指示する。

### 学 籍 番 号

- 1 学生には、入学と同時に学籍番号が付与され、在学する期間を通じて変わらない。
- 2 転入学生には、転入学を許可された年次に該当する入学年度を冠した学籍番号が付与される。
- 3 再入学生には、再入学を許可された年次に該当する入学年度を冠した学籍番号が付与される。

### 学 生 証

- 1 学生証は、本学の学生であることを証明するもので、常に携帯しなければならない。
- 2 学生証は、課程修了、退学及び除籍の場合は、直ちに返納しなければならない。
- 3 学生証を紛失したときは、直ちに届け出て再交付を受けなければならない。ただし、別に定める手数料を納入することを要する。

- 4 学生証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

## 履修科目の登録

- 1 履修する科目は、学年暦に定められた期間に登録しなければならない。ただし、在学留学が認められた場合は、これによらないことがある。
- 2 留学期間中に外国の大学の大学院で取得した単位のうち、「外国の大学に留学する学生の取扱に関する内規」により当該研究科教授会又は研究科委員会が認定したものは、本学で修得した単位に加算する。
- 3 合格となった科目は、再度登録履修することはできない。ただし、司法研究科については、別に定める取扱による。

## 試 験

- 1 学費未納のままでは受験できない。
- 2 未登録の授業科目は、受験できない。
- 3 授業日数の3分の2以上の出席がない場合は、科目担当者の判断によって、受験資格を取り消すことがある。
- 4 試験には、必ず学生証を持参しなければならない。
- 5 試験に15分以上遅刻した者は、受験を許さない。また、試験開始後30分経過するまでは退室できない。

## 修士論文・学位授与式

- 1 修 士 論 文
  - (1) 論文題目は当該研究科の定める期日までに、所定の様式により2通提出すること。これにより論文指導の担当者が決定される。
  - (2) 論文の提出期日、論文用紙及び制限枚数は、当該研究科において別に定める。
  - (3) 提出部数は3部とし、それぞれに参考文献目録、梗概及び提出者の写真を添付すること。
  - (4) 参考文献目録、付図、付表等は論文の制限枚数に算入しない。
  - (5) 論文は、大学院において製本・保管する。製本に要する費用は、納入しなければならない。
- 2 学 位 授 与 式  
春学期末と秋学期末の2回とし、大学の卒業式と同時に行う。

## 学 業 成 績

- 1 学業成績は、A＋、A、B＋、B、C＋、C及びFで評価し、C以上の成績を合格とする。ただし、研究科の定めるところにより、特定の授業科目の学業成績は、合格又は不合格で評価することができる。
- 2 成績は、成績原簿に記録される。

- 3 不合格となった科目を再履修し、合格となった場合は、直近の不合格の評価のみ改変される。

## 届 書 ・ 願 書

届書及び願書には、次のようなものがある。

### 1 届 書

- (1) 改 姓 ( 名 ) 届 戸籍抄本添付のこと。
- (2) 性 別 変 更 届 戸籍抄本添付のこと。
- (3) 住 所 変 更 届

### 2 願 書

- (1) 休 学 願 理由記載、適宜証明書類添付のこと。
- (2) 退 学 願 理由記載のこと。
- (3) 再 入 学 願 理由記載のこと。
- (4) 通 称 名 使 用 願 診断書添付のこと。
- (5) 旧 姓 名 使 用 願 戸籍抄本等、旧姓名を確認できる証明書類添付のこと。
- (6) 在 学 留 学 願 留学する大学の大学院の入学許可書添付のこと。
- (7) 転研究科転専攻願 理由記載のこと。

以上の各種届書及び願書は、所定様式により提出する。必要によっては、当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て処理される。なお、教室使用願、物品使用願等は、願い出責任者を明記のうえ、教育支援機構教務部に提出すること。

## 再 入 学

- 1 退学日又は除籍日から5年以内に限り、当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て、再入学を許可する。
- 2 再入学の時期は、学期の始めとする。
- 3 再入学を許可する研究科・専攻は、退学又は除籍時の研究科・専攻とする。ただし、退学又は除籍時の研究科・専攻が存在しない場合及び学生募集が停止されている場合は、当該学生の再入学願を審議する研究科教授会又は研究科委員会は、学長が指定する。
- 4 再入学を許可する年次、修業年限及び在学年限は、再入学前に在籍していた期間により定める。
- 5 再入学生の教育課程は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同様とする。
- 6 前2項の規定にかかわらず、退学日から3年以内の者で、博士の学位論文の審査を請求するために再入学を許可されたものについては、再入学後の学籍は退学時のものとする。

## 転研究科・転専攻

- 1 転研究科及び転専攻は、やむを得ない事情の生じた場合に限り、関係研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て許可することがある。ただし、課程を変更することは、認めない。
- 2 いったん転研究科・転専攻を許可した学生の再転研究科・転専攻は認めない。

- 3 転研究科・転専攻願書の受付期限は秋学期講義最終日とし、許可決定の時期は、当該年度の終わりとする。

## 免許資格課程登録料

- 1 免許資格課程に登録する者は、次の各号の免許資格課程登録料を納入しなければならない。
  - (1) 教 職 課 程 30,000 円
  - (2) 博物館学芸員課程 10,000 円
  - (3) 図書館司書課程 10,000 円
- 2 免許資格課程登録料の詳細は、別に定める。

## 教 育 実 習 費

教育実習に登録する者は、登録と同時に実習費を納めなければならない。

## 諸 会 費

本学が代理徴収を行う学会及び卒業生団体の諸会費は、所定の期日までに納入しなければならない。

## 教 員 免 許 状

中学校教諭、高等学校教諭等の教育職員免許状を得ようとする者は、所定の教職課程科目の単位を修得しなければならない。

### 附 則

この内規は、2026 年 4 月 1 日から施行する。